

新宿区地域防災計画（平成 25 年度修正）

概 要 版

1 計画修正に当たっての背景

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、広範囲にわたり大きな被害をもたらしました。

東日本大震災の教訓を踏まえ、区は、避難所の設置・運営、帰宅困難者対策、備蓄の充実等の7項目を緊急検討課題として、平成23年度に区地域防災計画の修正を行いました。

また、東京都においては、平成24年4月に首都直下地震等の被害想定の見直しを行い、同年11月には、都地域防災計画を大幅に修正しました。

差し迫る大震災へ備えるために、被害を最小限に抑え早期復興を可能とする減災社会づくりに向けた総合的かつ計画的な取組みが、強く求められています。

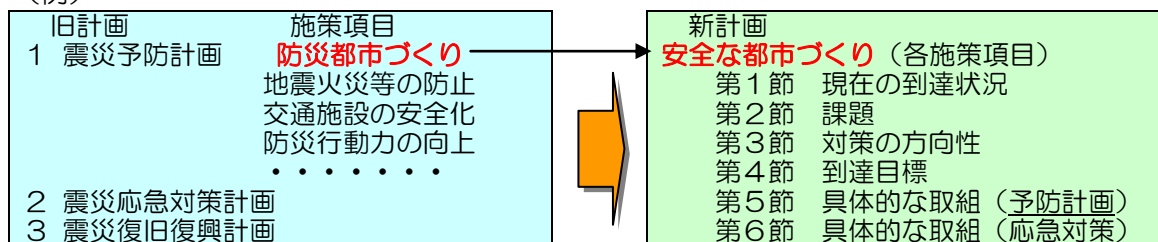
このため、区は、新たな被害想定で明らかになった課題を十分に踏まえるとともに、都地域防災計画との整合性を確保し、より機能的な計画とするため、新宿区地域防災計画を修正するものです。

2 平成 25 年度修正の 3 つのポイント

- (1) 施策ごとの課題や到達目標を明示、「区民・事業所等・関係機関」との共通認識を醸成し、各主体による防災対策を促進する。
- (2) 施策ごとに、予防・応急・復旧といった災害フェーズに応じた対応策を構築する。
- (3) 発災後の対応手順を明確化する等施策の内容の充実・強化を図る。

今回の改正では東京都地域防災計画（震災編）は大幅な体系の変更があり、従来の「予防・応急・復旧」等のフェーズに応じた整理から、「施策ごとに課題、到達目標を示し、予防対策、応急対策、復旧対策のスキームに分けて記載する体系」に大きく変更されました。区地域防災計画もまた、都地域防災計画と同様の体系とすることで、都と連携した取組の強化を図ります。

（例）



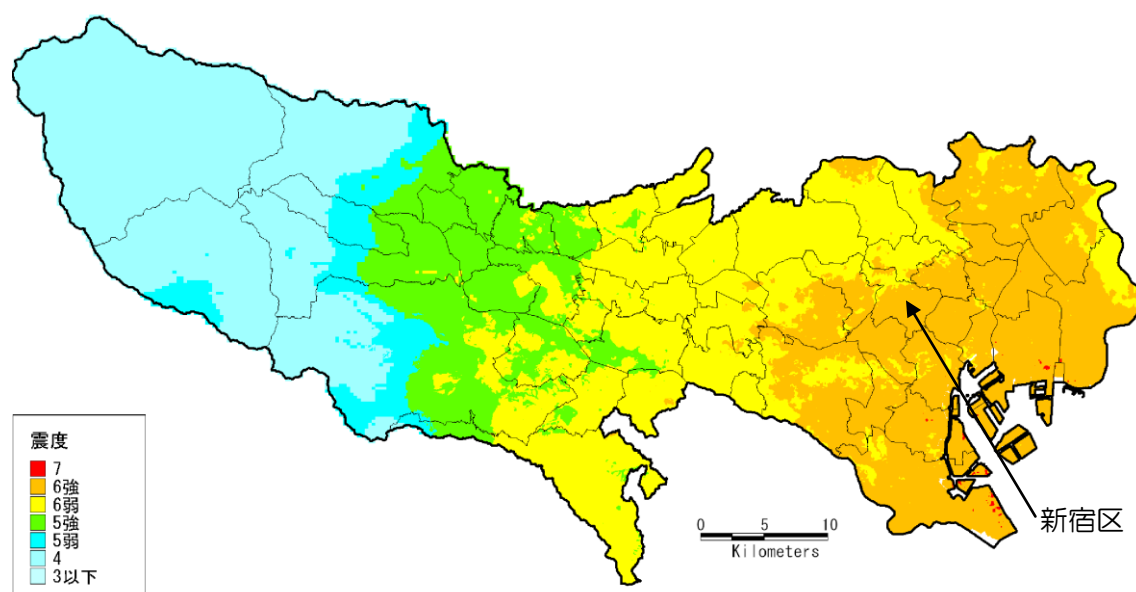
3 計画の構成

計画の全体構成は、これまでと同じ「総則、震災対策計画、風水害対策計画、大規模事故等対策計画、附編東海地震事前対策」の5編構成としました。

4 想定される災害

⇒ 都の新しい被害想定（東京湾北部地震・マグニチュード 7.3）の場合、区の面積の約 8 割が震度 6 強、約 2 割が 6 弱の揺れに見舞われます。

	マグニチュード	5 弱以下	5 強	6 弱	6 強	7
東京都	M7.3	32.8%	13.7%	29.0%	24.4%	0.1%
新宿区		0.0%	0.0%	19.5%	80.5%	0.0%



⇒ 「東京湾北部地震・マグニチュード 7.3・冬の 18 時・風速 8m/秒」の場合での被害想定

死者	負傷者	建物全壊	建物焼失	帰宅困難者	避難者	電力停電率
293 人	6,792 人	3,683 棟	2,179 棟	313,811 人	76,805 人	20.5%

5 震災による被害の軽減 → 減災目標の設定

東京都は、平成 24 年 4 月に東日本大震災を踏まえた「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表し、同年 11 月には東京都地域防災計画を修正しました。都は、この新しい計画において、減災目標の名称を「被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）」へと改めた上で、新たな目標を定めました。区においても、都と一体となって効果的な防災対策を推進するため、都と整合性を図った、新たな減災目標を設定します。

減災の取組に際し、行政機関のみならず地域の様々な主体が防災対策に積極的に参画協働する取組を強化し、区民の「自助」、「共助」の意識を高め、自主防災組織、消防団等の地域防災力の向上を図ります。また、様々な施策を総合的に推進することにより、以下に示す「減災目標」について、10 年以内の達成を目指します。

目標1 死者を約6割減少させる

建物全壊や地震火災等による最大死者数約290人を約6割減の約120人にする。

目標2 避難者を約4割減少させる

住宅の倒壊や火災による避難者約77,000人を約4割減の約46,000人にする。

目標3 建築物の全壊・焼失棟数を約6割減少させる

ゆれ・液状化等による建物全壊や地震火災による焼失約5,900棟を約6割減の約2,400棟にする。

6 減災目標を達成するための主な対策

- (1) 新宿区耐震改修促進計画に基づく民間建築物耐震促進事業
- (2) 家具類の転倒・落下・移動防止対策
- (3) 救出・救護体制の強化
- (4) 防災まちづくり対策
- (5) 消防力の充実・強化
- (6) 区民や事業所の火災対応力の強化
- (7) 情報伝達体制の充実

7 震災対策計画の主な内容

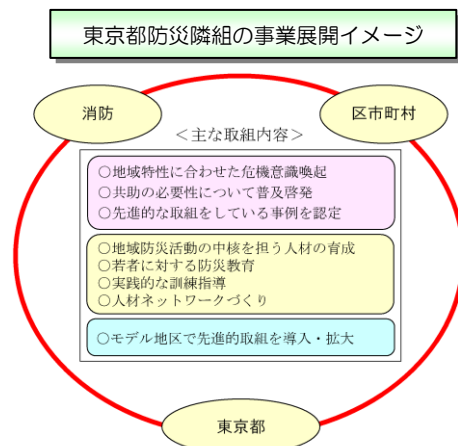
1 区民と地域の防災力向上

- (1) 到達目標
 - 1 自助の備えを講じている区民の割合を100%に
 - 2 東京防災隣組[※]の活動を区内へ普及
 - 3 消防団活動体制の充実により、災害活動力を向上
 - 4 地域との災害時協定の締結促進等により、事業所防災体制を強化
 - 5 円滑なボランティア活動のための支援体制を構築

(2) 主な事業・改正点

- 都防災ボランティアとの連携・活用
- 区と区民・行政・事業所等の連携

※東京防災隣組：都は、地域において意欲的な防災活動を継続している防災市民組織等を「東京防災隣組」として認定し、その取組みを支援する。



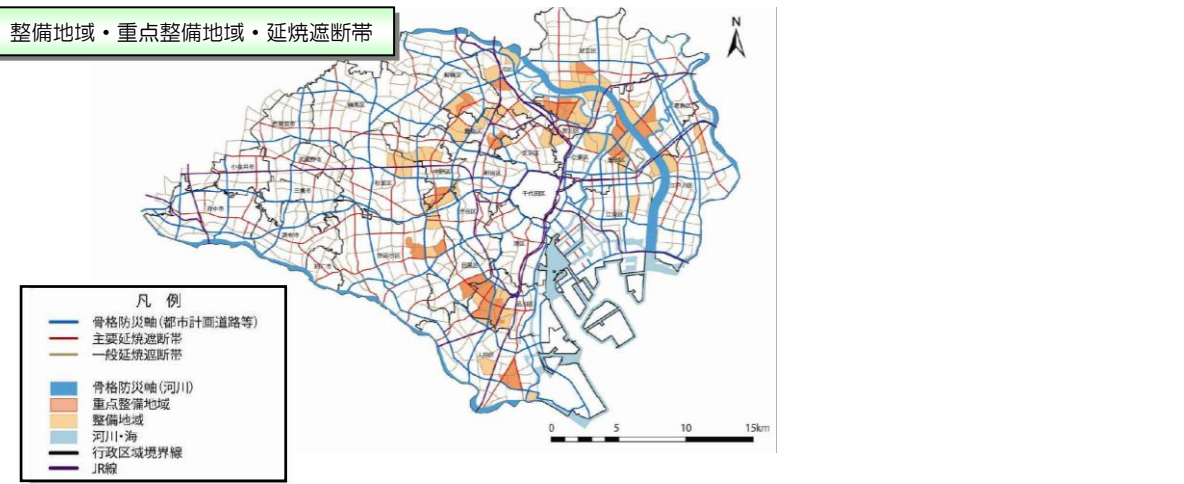
2 安全な都市づくりの実現

(1) 到達目標

- ② 防災上重要な公共建築物及び緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化

(2) 主な事業・改正点

- エレベーター閉じ込め防止対策（１ビルにつき１台）、自動診断恢復旧システムの採用
- 天井等の落下防止対策、家具類の転倒・落下・移動の防止
- 液状化、長周期地震動への対策



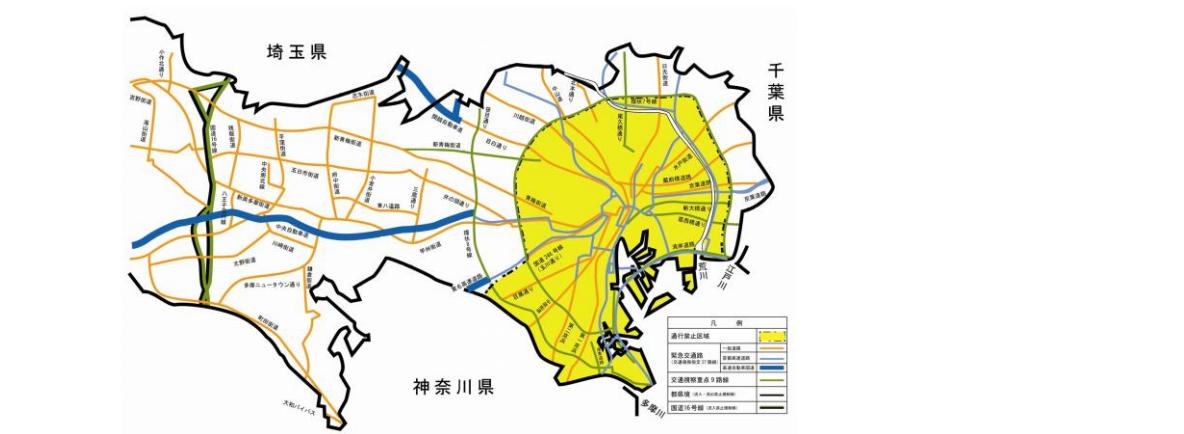
③ 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

(1) 到達目標

- ① 幹線道路網の整備及び緊急輸送道路の沿道建築物や橋りょうの耐震化 100%
- ② 医療機関や首都中枢機関等への水道管の耐震継手化及び下水道管の耐震化 100%
- ③ 非常用発電設備の整備推進及び燃料確保体制の整備

(2) 主な事業・改正点

- 道路交通規制の変更
 - ・ 第一次規制 環状7号線内側への流入禁止等
 - ・ 第二次規制 緊急自動車専用路(7路線)を「緊急交通路」とするほか、その他の路線についても、被災状況等に応じて緊急交通路に指定
- 緊急通行車両等の種類、広域応援の車両について記載



4 広域的視点からの応急対応力の強化

(1) 到達目標

- ① 迅速かつ的確な活動を可能とする強固な初動態勢の構築
- ② 近隣自治体や民間事業者との連携強化による円滑な広域連携
- ③ 大規模救出活動や復旧活動拠点の確保

(2) 主な事業・改正点

- 各種協定の締結及び改正 ⇒ 災対法改正により他市町村との連携を強化
- 地域の防災組織との連携強化 ⇒ 民間団体との連携の強化
- 都、警察署、防災機関等の活動体制の改正

5 情報通信の確保

(1) 到達目標

- ① 災害情報システムの再構築及び通信補完手段の確保
- ② 事業者やソーシャルメディアなどによる情報提供体制の整備

(2) 主な事業・改正点

- 情報体制の整備：区公式ホームページの充実、SNS、緊急速報メールの活用等

新宿区：<http://www.city.shinjuku.lg.jp/>

新宿区モバイル版：<http://www.city.shinjuku.lg.jp/m/index.php>

新宿区 QR コード



携帯会社の災害伝言板 QR コード



▲docomo



▲a u



▲Soft Bank



▲EMOBILE



▲WILLCOM

6 医療救護等対策

(1) 到達目標

- ① 災害医療コーディネーターを中心とした災害医療体制を構築
- ② 医薬品等の確保に向けて、薬剤師会や事業者と連携した供給体制の構築
- ③ 全病院の耐震化の促進、区内の病院の医療機能の維持及び確実な情報連絡体制の構築
- ④ 検視・検案体制の構築及び広域火葬体制の充実・強化

(2) 主な事業・改正点

- 東京DMATの確保・養成（都）
- 医療救護班等の確保
- 医療機関等の機能維持に向けた取組み
- 医療救護所の配置
- （仮称）災害医療救護支援センターの整備（平成26年6月）
- 医薬品・医療資器材の確保



7 帰宅困難者対策

(1) 到達目標

- ① 事業所における帰宅困難者対策の強化
- ② 一時滞在施設の量的拡大

(2) 主な事業・改正点

- 都帰宅困難者対策条例の周知徹底、事業者における施設内待機計画の策定
 - ⇒ 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会の5つのガイドライン
 - ⇒ 新宿駅周辺防災対策協議会等、新宿ルールに基づく取組を推進
- 帰宅困難者への情報通信体制整備
- 一時滞在施設の確保 ⇒ 事業者や学校（大学等）との協定の締結
- 安全が確認された後の徒歩帰宅支援の体制整備
- 応急対策 ⇒ 帰宅困難者の把握 ⇒ 新宿駅周辺の混乱防止
- 集客施設及び駅等における利用者保護 ⇒ 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入
- 徒歩帰宅者の代替輸送の実施

8 避難者対策

(1) 到達目標

- ① 自治体の枠を越えた避難先の確保や避難誘導の仕組みを構築
- ② 避難場所の確保や安全性等の確保
- ③ 女性や災害時要援護者の視点も踏まえた避難所運営体制の確立

(2) 主な事業・改正点

- 町会、自治会単位に避難時における集団の形成 ⇒ 地域の状況に応じた避難方法を想定
- 避難所ごとに避難者に係る情報の早期把握
- プライバシーの確保状況や避難所の衛生状態等の把握
- 避難勧告及び指示

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備 (要援護者 避難情報)	1 災害時要援護者の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	1 災害時要援護者の避難行動に時間を要する者は計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) 2 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	1 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	1 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	1 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 2 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況 3 人的被害の発生した状況	1 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 2 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

9 物流・備蓄・輸送対策の推進

(1) 到達目標

- ① 東京都と連携した3日分の物資の確保と強固な調達体制の構築
- ② 適正な物資備蓄体制の構築
- ③ 物流事業者等と連携した円滑な物資輸送体制の構築

(2) 主な事業・改正点

- 障害者や高齢者等の多様なニーズへの対応、炊き出し、飲料水の安全確保、生活用水の確保

10 放射性物質対策

(1) 到達目標

- ① 円滑かつ適切に対応できる体制の整備
- ② 適切な情報提供による区民不安の解消

(2) 主な事業・改正点

- 放射線量等の測定・検査と情報提供
- 保健医療活動
- 風評被害への対応

11 住民の生活の早期再建

(1) 到達目標

- ① 生活再建のための「り災証明」発行手続き等の迅速化
- ② 災害用トイレ及びし尿処理体制の確保
- ③ ごみ、がれきの広域処理体制の構築

(2) 主な事業・改正点

- 「り災証明」発行による被災者生活再建支援体制の構築

8 風水害対策計画等

特別警報

気象庁は、大雨、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけてきた。この警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに特別警報を平成 25 年 8 月 30 日より発表することとなった。特別警報が発表された場合、尋常でない大雨やそれに伴う洪水等が予想されており、重大な災害が起こる可能性が非常に高くなっているため、直ちに身を守るための行動を開始する必要がある。